

政令第三百六十八号

不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十二条第一項、第三項から第八項まで及び第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（平成二十一年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令

第一条中「並びに第五条第一項」を「、第五条第一項」に改め、「第二項」の下に「、第七条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

本則に次の八条を加える。

（法第十二条第三項の政令で定める事情）

第三条 法第十二条第三項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

一 緊急かつ重点的に不当な景品類又は表示に対処する必要があること。

二 前号のほか、効果的かつ効率的に不当な景品類又は表示に対処するために事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

(事業所管大臣等への権限の委任)

第四条 消費者庁長官は、法第十二条第三項の規定により、法第九条第一項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び期間を定めて、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任するものとする。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 消費者庁長官は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に協議しなければならない。

(権限行使の結果の報告)

第五条 法第十二条第四項の規定による報告は、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）により行う

ものとする。

一 報告若しくは物件の提出の命令又は立入検査若しくは質問を行った結果により判明した事実

二 その他参考となるべき事項

(地方支分部局の長への権限の委任)

第六条 財務大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限(い
ずれも国税庁の所掌に係るものを除く。)を、特定事業者(法第九条第一項に規定する当該事業者及びそ
の者とその事業に関して関係のある事業者をいう。以下この条において同じ。)の事務所、事業所その他
その事業を行う場所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に
あつては、福岡財務支局長)又は税関長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを
妨げない。

2 財務大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限(いづれ
も国税庁の所掌に係るものに限る。)を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在
地を管轄する国税局長(当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長)又は税

務署長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

3 厚生労働大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）又は都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 農林水産大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 経済産業大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局

長、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長又は地方航空局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

7 環境大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方環境事務所に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

(証券取引等監視委員会への権限の委任等)

第七条 金融庁長官は、法第十二条第三項の規定により委任された権限（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融商品取引業に係る商品又は役務の取引、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係る商品又は役務の取引及び同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務に係る商品又は役務の取引に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果に

ついで金融庁長官に報告しなければならない。

(財務局長等への権限の委任)

第八条 金融庁長官は、法第十二条第三項の規定により委任された権限(同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)及び同条第四項の規定による権限(同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限に係るものを除く。)を、法第九条第一項に規定する当該事業者(次項及び次条において単に「当該事業者」という。)の主たる事務所又は事業所(次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、当該事業者の主たる事務所等以外の事務所、事業所その他その事業を行う場所(以下この項及び次条第二項において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができ

る。

第九条 証券取引等監視委員会は、法第十二条第六項の規定により委任された権限を、当該事業者の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、当該事業者の従たる事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（都道府県が処理する事務）

第十条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第四条第二項、第六条及び第九条第一項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあつては、法第六条の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。）は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するお

それがあり、消費者庁長官（法第九条第一項の規定による権限について、法第十二条第二項の規定により公正取引委員会に委任された場合にあつては公正取引委員会、同条第三項の規定により事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任された場合にあつては当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任された場合にあつては証券取引等監視委員会に委任された場合にあつては証券取引等監視委員会。以下この項において同じ。）がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の規定により同項本文に規定する事務を行った都道府県知事は、速やかに、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。

3 第一項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一

号)の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。

(金融庁組織令の一部改正)

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第二百十三条第一項から第四項まで」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第九条第一項」を加える。

理 由

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限として事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上必要な措置に関する指針の策定に関する権限を追加するとともに、都道府県が処理する事務等について定める必要があるからである。